

医療法人 有心会

重 要 事 項 説 明 書

(指定居宅介護支援事業)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援事業を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり
説明します。

指定居宅介護支援事業所 うちだばし介護支援センター
【令和7年3月1日現在】

1、事業の目的及び運営の目的

(1) 事業の目的

医療法人有心会が開設する「うちだばし介護支援センター」(以下「当事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1) 当事業所の介護支援専門員は、要介護者心身の状態を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮いたします。
- 2) 当事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3) 当事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅介護サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行います。
- 4) 当事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援サービス事業者、介護保険施設との連携に努めます。

2、事業所（法人）の概要

事業所（法人）名	医療法人 有心会
所在地	豊橋市松村町51番地
電話番号	0532-47-3663
代表者	理事長 新里 徹

3、ご利用事業所の概要

事業所名	うちだばし介護支援センター
所在地	名古屋市南区内田橋二丁目10番8号
電話番号	052-602-6035

4、職員の職種、員数、及び職務内容

当事業所に勤務する職種は次のとおりです。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自己も指定居宅介護支援の提供をおこないます。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

5、営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分～午後5時00分
- (3) 上記の営業日・営業時間の他、電話等による24時間常時連絡体制が可能。
医療法人有心会リバーサイドクリニック内田橋代表電話：(052)602-6026

6、居宅介護支援の提供方法、内容

- (1) 指定介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします。
- | | |
|-------------------|---|
| 1) 利用料の相談を受ける場所 | うちだばし介護支援センター
名古屋市南区内田橋2丁目10番8号 |
| 2) 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン
もしくはCaps(H11老企第29号別紙4に示す項目に基づく) |
| 3) サービス担当者会議の開催場所 | 1項に規定する事業所内または利用者宅 |
| 4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| 5) モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

7、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施区域は、南区、港区、熱田区、瑞穂区の区域とします。

通常の事業の実施地区を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地区を超えた地点から、片道1キロメートルあたり110円（内消費税10円）を徴収します。

支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで支払いの同意を文書で得ます。

8、事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 居宅介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者及び扶養者が指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 居宅支援事業サービスの提供に伴って事故が発生した場合には、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償いたします。

9、苦情の申立て制度

- (1) 利用者又はその家族は、提供された居宅サービスに苦情がある場合、いつでも居宅介護支援事業所に苦情を申立てることができます。
- (2) 利用者は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険連合会等の苦情申立て機関に苦情を申立てることができます。
- (3) 指定居宅介護支援事業所は、利用者が1項又は2項の苦情申立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らかの差別待遇も致しません。
- (4) 指定居宅介護支援事業所は、利用者から提供した居宅介護サービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、担当者変更または事業所変更等、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

(相談・苦情申立て窓口)

ご利用者相談窓口	ご利用時間 午前9時00分～午後5時00分 ご利用方法 電話 052-602-6035 受付場所 うちだばし介護支援センター 担当者氏名 家股 久美子
その他の主な苦情 受付窓口	1 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課 電話 052-959-3087 2 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 052-971-4165

10、秘密保持・個人情報利用目的について

当事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

当事業所は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

当事業所は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、利用者様の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

1. 使用目的

- (1) 事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- (2) 上記(1)以外に、介護支援専門員またはサービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現にサービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は怪我等で病院等に行った際、医師・看護師などへの説明に必要な場合。

2. 個人情報を提供する場所

- (1) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、連携する介護サービス事業所
- (2) 病院、又は診療所

3. 使用する期間

居宅介護支援サービスを受けている期間

4. 使用する条件

個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、提供にあたっては関係者以外のものに個人情報が洩れることの無い様、細心の注意を払います。

5. 個人情報の内容（例示）

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業所が居宅支援を行う為に最低限必要な利用者や個人に関する情報、介護サービス利用状況、住宅地図

11. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催。
- (3) 高齢者虐待防止のための指針の整備。

従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

12、主治の医師及び医療機関との連携

当事業所は、利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うため、必要に応じ情報伝達をおこないます。

入院時には医療機関との連携がスムーズに図れるよう、当事業所名または担当居宅介護支援専門員の氏名および連絡先を入院先医療機関に伝えて頂きますようお願ひいたします。

13、公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介やその選定理由についての説明を事業所に求めることができます。

当事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランの訪問看護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況について別紙にて説明いたします。

14、その他的重要事項

(1) 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設け、又、業務体制を整備します。

- | | |
|--|----------|
| 1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| 2) 継続研修 | 年1回以上 |
| 3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議 | 概ね週1回以上 |

(2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人有心会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

15、感染や災害への対策

感染症や災害発生時に継続的にサービス提供ができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

16、ハラスメント対策について

暴力または乱暴な言動・無理な要求・セクシャルハラスメントなどにより、当事業所及び介護支援専門員の通常業務に支障が出ていると判断した場合には契約を解除いたします。

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

—うちだばし介護支援センターのご利用に関する重要事項の説明について—

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

愛知県名古屋市南区内田橋 2 丁目 10 番 8 号

うちだばし介護支援センター

印

説明者職名 居宅介護支援専門員

氏名 _____

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

(利用者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 35 号（平成 18 年 3 月 14 日）第 8 条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。